

官報

号外

平成十八年十月十三日

○第百六十五回 衆議院會議録 第七号

平成十八年十月十三日(金曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(河野洋平君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

海部俊樹君から、十月十七日から二十七日まで十一日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、許可することに決まりました。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国

際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。 国務大臣塩崎恭久君。

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

国際社会によるテロとの闘いにおいては、これまで我が国としても、同法に基づき、海上自衛隊の補給艦等をインド洋に派遣し、海上阻止活動に参加する艦艇に対する給油支援を行うなどの取り組みを行い、各国から高く評価されているところでありました。

しかしながら、今日の状況を見ますと、テロとの闘いについては、一定の進展は見られるものの、アルカイダ及びその関連組織やアルカイダの影響を受けた細胞等の関与が疑われるテロ事件が世界各地で引き続き発生しており、国際テロの根絶は依然として国際社会の大きな課題となつていくことから、各国は、今後ともテロとの闘いを継続する見通しであります。

このようなか、我が国としては、国際協調のもと、引き続き国際社会の責任ある一員としてテロとの闘いに寄与していくことが重要であります。

この法律案は、このような状況を踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための

国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与するため、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃によつてもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づき我が国が人道的精神に基づいて実施する措置を引き続き実施するものとし、もつて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の期限をさらに一年間延長し、施行の日から六年間とするものであります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。石破茂君。

(石破茂君登壇)

○石破茂君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました法律案につき、断

平成十八年十月十三日

衆議院會議録第七号

議員請暇の件 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する石破茂君の質疑

固賛成する立場から質問をいたします。(拍手)

去る八月十八日、私は、灼熱のインド洋上でフランス海軍フリゲートに補給活動中の我が補給艦「ましゅう」艦上におりました。摂氏五十度になんなんとする炎天下、吹きつける風はまさしく熱風であり、船体は熱く焼け、卵を落とせばフライドエッグが本当にでき上がってしまう、そういう過酷な環境の中で、補給活動は整然と行われておりました。

洋上活動について、「ただのガソリンスタンドではないか。日本がただで燃料を補給するから各国も活動を続けることになるのだ」「明確な成果が上がっていない」「補給などしよせん後方支援でしかない」という御批判があります。しかし、

ぜひ一度現場をごらんになっていただきたいとは思っております。洋上における補給は決して容易なことではありません。車にガソリンをつぐのとはわけが全く違うのであります。風があり、波があり、テロに対する警戒を片時たりとも怠ることができない、そういう中において、最長六時間にもわたり、他国の艦船と同じ間隔、同じ速度、同じ方向を維持しながら、並走して燃料を補給する。このような技術は世界各国どの国でも持てるものではない。海上自衛隊の高い練度をもって初めて可能なオペレーションなのであります。(拍手)

そして、忘れてはいけない、補給こそが作戦の成否を左右するのです。太平洋戦争時に、輻重兵、補給兵のことですね、輻重兵が兵ならば、チヨウチヨウ、トンボも鳥のうち、そのようなこ

とを言って補給を軽視し、我が国が敗北を喫した歴史に謙虚に我々は学ばなければならないのであります。

この活動にイスラム教国として唯一参加しているパキスタンの艦船は、日本が行う純度の高い燃料補給なくしては十分な活動が困難なのであります。テロとの闘いが文明の衝突などでは決してなく、テロの脅威に対して世界じゅうが団結して行う行動であることを象徴的に示しているのがパキスタンの参加であり、これを可能にする海上自衛隊の技量が作戦全体、ひいては一致した国際社会の取り組みにとつていかに重要であるかを我々は正確に認識すべきであります。

私たちは当初、この活動がこのような大きな成果を上げることが予想していたではありません。湾岸戦争の折、我が国は増税まで行い、総額百三十億ドル、国民一人当たり一千万円の資金を拠出したしましたが、国際社会において評価を受けることはありませんでした。つらくて危険なことはほかの国に任せ、我が国は安全なところに身を置いて、金だけ出して利益は享受する、そのような姿勢は「国際社会において、名誉ある地位を占めたい」とする我が国憲法の精神にも反するものだということを我々は学んだはずであります。(拍手)

平和も安全も金で買うことはできません。国際社会の平和と安全のためならば、そして我が国の独立と平和、国民の生命財産を守るためならば、自衛隊員の宣誓にあるごとく、危険を顧みず、身を挺して職務の完遂に努める人々と、それを懸命

に支える御家族を初めとする人々の存在があつてこそ、平和は実現するものと私は信じております。

去る七月五日、テロ対策特別委員会ではスピーチをされたアフガニスタンのカルザイ大統領は、自衛隊の活動はアフガニスタン一国のみならず国際社会全体にとつて有益であると述べた後、ぜひこれを継続してもらいたいと強調されました。そのほか、感謝の言葉を寄せた国々は十カ国以上にも及んでいるのであります。

もちろん、我が国は他国から感謝されるためにこの活動をやっているわけではない。九・一一テロにおいて、多くの我が同胞が犠牲となったのであります。これは我が国にとつての問題であることを決して忘れてはなりません。

無線照会の数の減少は、活動の成果が如実に上がっていることを示すものであります。海上自衛隊の活動がテロの抑止や未然防止にどれほど役立っているか。これによつて築き上げた各国との信頼関係が、我が国の国際的な発言力をどれだけ高めたことか。

このような明確な国益があるにもかかわらず、現時点でこれをやめようということは全く考えられません。まさしく国際的な責任の放棄であり、国民の生命財産を守るといふ政府の国民に対する責任の放棄でもあるのです。

さらに、あえて付言するならば、唯一の同盟国である米国が中心となる活動への支援はもう行わない、しかし、ミサイル防衛のための米艦船はきちんと派遣をしてもらいたい、そのような虫のい

いことが本当に言えるのか。我々はそのことも考えるべきなのであります。

以上、本法律を延長する以外の結論は全くとり得ないものと考えますが、御所見があればお聞かせください。(拍手)

次に、北朝鮮問題とも関連して、いわゆる一般法について、自民党内における議論を踏まえ、政府の見解を承りたいと存じます。

このテロ対策特措法にしても、イラク特措法にしても、期限を限る時限法、特定の事態に対処する特措法という形で対応してまいりました。しかし、派遣の条件、活動内容、撤収条件、代替措置の必要性などにつき一般法として定めておかなければ、機動的、効果的な対処は困難になります。

我が国として実行可能な活動のメニューを提示した上で、その中から政府が活動内容を選択する。それに対して、主権者の代表たる国会が事前承認などの形で厳格に関与する。このような体制こそが、本来あるべき文民統制にふさわしい姿なのではないでしょうか。(拍手)

自由民主党国防防衛政策検討小委員会は、この夏に、このいわゆる一般法の原案を提示いたしました。今後、自民党内、与党内においてさまざまな議論と手続を経たいかねばなりません。この中では、現行憲法のもとで許される最大限の活動がメニューとして掲げられております。我が国の海外における活動、国際社会への関与の形を最大限の選択肢として提示することは、我が国の活動の範囲をあらかじめ示しておくことでもあります。

この八月にテロ・イラク特別委員会での質問

をいたしました際、当時官房長官であられた総理から、与党から提言が出されれば政府としてもしっかりと受けとめていきたいとの答弁をいただきました。昨年の総選挙における自民党の政権公約でもあるこの一般法について、総理のリーダーシップに期待しつつ、所見を承りたいと存じます。

北朝鮮の核実験は、大量破壊兵器の拡散という観点からも、国際社会の平和と安全にとって重大な脅威となるものであり、現在、国連安保理における制裁決議に関する議論が最終局面を迎えようとしております。国連憲章第七章に言及した制裁決議が出された後で我が国が対応策を検討するようなことがあつてはなりません。国民に対して説明責任を果たすためにも、今から根拠法並びに実運用についての検討を行つておくべきと考えます。

選択肢は三つあります。

まず第一に、本来あるべき姿として、先ほど申し上げましたいわゆる一般法を正面から議論することが考えられます。小委員会等で提示いたしました案には、船舶検査活動についても国際水準にかなり近いものを定めております。

他方、これは我が国の今後の海外活動の基本理念を示すものでもありますから、その成立は時間的に相当困難であるということも容易に予想はされます。とすれば、この法案から船舶検査活動に関する部分のみを今般の事態に特定した特措法という形で議論するのも、もう一つの考えであると考えます。

第三は、現行の周辺事態法、船舶検査活動法を

適用することでありま。

周辺事態法につきましては、平成十一年の政府統一見解において、ある国の活動が、国連安保理によつて平和に対する脅威、平和の破壊または侵略行為と決定され、安保理決議に基づき経済制裁の対象となるような場合であつて、それが我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合という具体例が示されており、これは今回の場合にも相当部分該当するのではないかと考えます。

しかし、周辺事態に伴う船舶検査活動法は、相手船舶に対する要請、説得が活動の中心であり、実効性に疑問があるのみならず、警告射撃など任務遂行のための武器使用は定められておりません。さらには、危害許容要件も正当防衛、緊急避難に限定されておるなど、任務規定や武器使用権限などに幾つかの問題点が指摘されており、現在、自由民主党内で議論をいたしておるところであります。

このような権限で自衛隊に任務を付与するのは、自衛官のみならず、ミッシェン全体を危うくすることにないとはいえないでしょうか。弱い味方は敵より怖いと言われるゆえんであります。周辺事態法、船舶検査活動法を適用する場合には、この二点につき将来的な法改正も視野に入れた検討を行うべきと私は考えます。

速やかな実行のために周辺事態法を適用し、当面は補給などの後方支援を中心に行うということも確かに考えられるでしょう。しかし、補給対象は米艦船に限られ、活動範囲も領海内に限定をされるのであります。

北朝鮮の脅威は、まさしく我が国にとつての脅

威であるがゆえに、自衛隊の活動は実効性のあるものでなければなりません。そして、実際に現場に赴くのは自衛官たちなのであつて、我々ではないのであります。これらについてきちんとした立法措置を行うことが政治の責任であると私は確信をいたすものであります。(拍手)

以上、今後予想される活動の根拠法につき、総理の御見解を承ります。

現在、北朝鮮に対して断固として圧力をかけるべきとの声が強まつており、私も基本的にはそのとおりであると考えます。しかしながら、我が国に一体何ができて何ができないのか、それを政治が正確に把握するとともに、これに伴うリスクを認識し、その対応にも万全を期すことが危機管理を踏まえた外交の要諦であることを最後に強く申し上げておきたいと存じます。

以上、政府の見解を求めますとともに、国際社会の安全と我が国の独立、平和を守るため昼夜を分かたぬ活動を続けている自衛隊の諸官に対し、そしてそれを支えておられる御家族初め多くの方々に対し、心より敬意と感謝の誠をささげ、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石破茂議員にお答えをいたします。

テロ対策特別措置法の延長についてのお尋ねがございました。

国際社会におけるテロとの闘いは依然続いており、我が国は、国際協調のもと、テロとの闘いを我が国自身の問題と認識し、引き続き重要な役割を果たさなければならないと考えております。

法の延長期間については、アフガニスタンとその周辺地域の情勢が依然流動的であるため、状況変化に的確に対応できるよう、一年間としております。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備に関する認識についてお尋ねがありました。

政府としては、今後、与党から御提言がなされれば、その趣旨を受けとめ、世界において責任ある役割を果たす国になるという観点から、国民的議論を十分に踏まえた上で検討していくべき課題であると認識をいたしております。

国連憲章第七章に基づく対北朝鮮制裁決議が出た場合の対応についてお尋ねがありました。

北朝鮮による核実験実施の発表に関連して、現在、国連安保理において対応が協議されているところであり、いわゆる船舶検査について予断を持つてお答えすることは差し控えていただきたいと思います。他方、事態は流動的で、瞬時瞬時に推移しており、政府としては、常にあらゆる状況を想定し、いかなる対応が可能かを総合的に検討する必要があると考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) 山口壯君。

(山口壯君登壇)

○山口壯君 民主党の山口壯です。

民主党・無所属クラブを代表して、テロ対策特別措置法改正案について質問します。(拍手)

まず初めに、このたびの北朝鮮による核実験の件については、現時点では、アメリカも含めてどこもまだ確認するに至っていないわけですが、現

実にそのような実験がなされたとすれば、これは、戦後我が国の安全保障上、最大の危機であることは間違いない。我々国政を託された一人一人として、心して、くれぐれもそれを政争の具に使ったり、選挙の際のレトリックとして言及することのなきよう、厳に戒めなければならないと思います。一人一人のステーツマンとしての見識と良識が問われている。我が日本の将来と、アジアの平和と繁栄を守り、築くため、ここにいる四百八十人全員の知恵を、ウイズダムを結集しようではありませんか。(拍手)

また、二〇〇一年の九・一一以降の、アフガニスタンにおける軍事作戦、イラク戦争、そしてそれらを取り巻くその後の経過を冷静に、注意深く振り返って、テロは武力で解決できるのかどうかという根本の命題をも自問自答しながら、我々は、最も賢明な策を見出していかなければならないのではないのでしょうか。日本にしかできないことは何なのかという問いに対して、納得のいく答えを見出そうとする努力も大切にせねばならないと思います。

さて、政府は、海上自衛隊がインド洋で米艦船などに行っている給油活動が十一月一日で期限を迎えるに当たり、これを一年間延長するため、このたびのテロ対策特別措置法改正案提出を六日金曜日の閣議で決定したわけですが、その後の九日月曜日に、北朝鮮は核実験をしたと発表しました。今回の改正案を検討するに当たっては、このような根本的な事態の展開をも念頭に置くべきかと思ひます。

初めに、これまでインド洋での海上自衛隊の大

いなる活動内容について、改めて国民に対し詳細に説明されることを求めます。そのオペレーションにこれまでかかった費用はどれくらいか、そして、コストに見合うどのような成果が上がっているのか、防衛庁長官に伺います。

我々が気になる点の一つは、このように特措法の改正でつないでいくやり方で本当にいいのかということ。今回、これが三回目の改正ですが、特措法といながら何れも改訂も改訂し、機械的延長のようなやり方で本当にいいのか。いつまで続けるつもりか。そこにはいわゆる出口戦略がないのではないのか。日本は無料ガソリンスタンドにあらず。総理、特別措置法を改正し一年間延長という、なし崩しの、機械的な対応に問題はないですか。

また、今回の一年間延長により、インド洋での給油活動は来年で打ち切りと考えるおられるのか。日本として出口戦略を持った主体的な対応をすべきであると思ひます。総理の基本的哲学について答弁を求めます。(拍手)

歴史を振り返るとき、アフガニスタンに手を出した国は必ず大やけどを負っています。イギリスが、その昔、今のパキスタンから一万人の軍隊を送って全滅したこともあり。ソ連は、アフガニスタンに侵攻により、結局崩壊しました。

今、盟友アメリカが、ますます悪化するアフガン情勢の中で手をやいている。今のアフガン情勢の悪化は、テロリストの流入とは直接関係のない事態です。アメリカが送ったカルザイ大統領が、有力部族を排除して政権を維持しようとしたことが国内をぐちゃぐちゃにしてしまったことが根底

にあります。今後の戦略を練るに当たっては、このままです。アメリカはアフガニスタンとイラクで手がいっぱいでは、日米として北朝鮮への対応について万全を期せないのでないかということにも思いをいたさねばならないのではないのでしょうか。

六日に閣議決定し、その後、九日に北朝鮮の核実験の発表があったのですから、戦略的な図柄が根本的に変わったと言わなければなりません。

緻密に国家戦略を練る立場からは、機械的な延長には強い違和感があります。日本は、九・一一以降、ショー・ザ・フラッグとアメリカに言われて海上自衛隊を送ったわけですから、当初の象徴的な目的は果たしているはず。オペレーションの潮どきくらい、自分で判断できなければならぬ。でなければ、美しくない。そのような議論、出口戦略の議論をアメリカとやれますか。イラクのみならずアフガニスタンでアメリカが大やけどを負う前に、我が国は真の友人として出口戦略を語りかけるべきではないでしょうか。その中には、我が国としてできること、我が国しかできないことも含まれるでしょう。

そして、ここ東アジアにおいて、北朝鮮問題に對して日米両国として戦略的にいかに対応すべきかを、今回、特措法を機械的に延長するのではなく、新たな戦略的模様も緻密に見ながら、きちんと考えることが我々に求められているのではないのでしょうか。総理の答弁を求めます。

密接に関連することとして、イラクにおける航空自衛隊の活動について一言。

イラクでは、陸上自衛隊にかわって航空自衛隊

のC130輸送機が活動していますが、イラクについては既に打つ手なしの状態であることは、アメリカ自身が一番知っているはず。ここまでぐちゃぐちゃになったら、正直救いようがない。イラクで活動している航空自衛隊は、イラク特措法に定める安全確保支援、すなわち治安維持のためのアメリカ兵も輸送しており、今や米国の治安維持活動の手助けをしている形になっていますが、我々は、イラクについては、そもそも戦争の大義についても再考せねばなりません。

先日発表されたアメリカの上院情報特別委員会の報告書は、フセイン政権がウサマ・ビンラディンと関係を築こうとした証拠はないと断定、大量破壊兵器についても、少なくとも一九九六年以降存在しなかったと結論づけています。

ブッシュ政権がCIA情報等をもとに挙げた開戦理由がごとく覆されたわけで、イラク戦争にはそもそも大義がなかったことがはっきり示されたわけです。今や当時の当事者からもそのような証言は枚挙にいとまがなく、メディアにも載っている。大義がなかった戦争、それでイラクをぐちゃぐちゃにして、米軍みずからの犠牲者のみならず、イラクの民間人の犠牲者も毎日ふえている。そのような経緯の延長線上に我が航空自衛隊があるということになってしまふ。これを許さざるやうのは、余り美しくないのではありませんか。

ちなみに、総理は美しい国と言われますが、これにはダ・ヴィンチ・コードのように何かメッセージが隠されているのでしょうか。美しい国、逆から読むと、憎い苦痛。一見立派な政策構想

が、現実には格差を広げ、国民の負担はふえる一方。憎いし苦痛。よくできている。ダ・ヴィンチ・コード顔負けの、さしずめ安倍コードですか。(拍手)

イラクについては、日本もアメリカに言うべきことは言わねばならない。総理、日本は唯々諾々と従うのみでなく、真の友人として、アメリカに出口戦略につき促すべきではないですか。総理の哲学をお聞かせ願いたい。

とかく最近の日本は、アメリカに唯々諾々と従い過ぎていませんか。アメリカとの間合いのとり方につき、総理、そして外務大臣、どのように考えておられますか。

さらに、例えば、ことし七月のサンクトペテルスブルグ・サミット後に、アメリカがイランの核施設に攻撃をしかけるのではないかと話があったはずで、外務省も幹部会等で真剣に議論したと思うし、それについては当時の安倍官房長官にも報告が伝わったと思いますが、イランの核施設は通常爆弾では届きませんから、核を使うという可能性も言及されていたという。アメリカがイランに核を使った場合、総理、まさか支持をされませんか。

アフガニスタンにおける軍事作戦、イラク戦争、その後の経過を冷静に注意深く振り返るとき、力によるテロ解決には限界があることを知らねばならないと思いますが、総理、そして外務大臣、いかがでしょうか。所見を伺います。

最後に、防衛庁にかかわることとして、近年、自衛官を含む防衛庁職員の自殺者数が異常に多いことに驚かざるを得ない。平成十三年度六十四

人、十四年度八十五人、十五年度八十一人、十六年度百人、十七年度百人。一体何が起きているのですか。防衛庁から防衛省への移行が今国会で論じられようとしていますが、なぜこのように異常に多いのか、どこかに無理があるのではないかと、まだ省移行には無理があるのではないかと。総理、そして防衛庁長官の答弁を求めます。

一七七三年にベンジャミン・フランクリンは、友人の政治家クインシーへの手紙の中で、よき戦争、あしき平和などというものはないと書きました。世に、よき戦い、ましてや聖戦などというものは無い、いかにあしく見えようと平和にまざるものはないというのが、アメリカ独立宣言の起草者ベンジャミン・フランクリンの信念でした。

その子孫に当たるはずの今のアメリカの指導者の中には、フランクリンとはかなり異なる考え方を持った人たちがいるようですが、我々日本人の本来のアイデンティティーはどちらに近いのでしょうか。日本にしかできないことは何なのかという問いかけに対して納得のいく答えを求めるとするとき、ベンジャミン・フランクリンが残した、よき戦争、あしき平和などというものは無いという言葉は大事にしながら、我が国の対応につき賢明を期したいと思えます。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) テロ対策特措法の延長についてお尋ねがありました。

国際社会によるテロとの闘いは依然として続いており、我が国は、国際協調のもと、これを我が国自身の問題と認識し、引き続き重要な役割を果

たさなければならないと考えています。

法の延長期間については、アフガニスタンとその周辺地域の情勢が依然流動的であるため、状況変化に的確に対応できるよう、一年間としております。

テロ対策特別措置法に基づく対応措置のいわゆる出口戦略についてお尋ねがありました。

テロ対策特措法に基づく対応措置の終了時期について現時点において一概に申し上げることは困難ですが、政府としては、国際社会によるテロとの闘いへの取り組みの推移や、我が国にふさわしい役割を果たしていく上で自衛隊の活動を継続することの必要性などを十分に勘案した上で、適切に判断してまいります。

我が国として米国のアフガニスタンに関する出口戦略を語りかけるべきではないかとのお尋ねがありました。

米国は、アフガニスタンの安定化のために、軍隊の駐留や資金協力に努力しています。我が国は、世界とアジアのための日米同盟との考え方も踏まえ、アフガニスタンの復興を支援してきました。今後とも、治安面など困難な課題を抱えるアフガニスタンの安定化を共通の目的として、米国と緊密に協力してまいります。

北朝鮮問題と特措法の延長の関係についてお尋ねがありました。

北朝鮮の核実験発表を受け、日米は、日米同盟に基づく米国の抑止力は揺るぎないとの認識で一致をいたしました。引き続き米国と緊密に連携して対処します。同時に、国際社会が一体となったテロとの闘いは続いており、我が国として引き続き

きふさわしい役割を果たす必要があります。双方とも日米の共通の課題であり、我が国として主体的かつ適切に対応してまいります。

我が国として米国のイラクに関する出口戦略を促すべきではないかとのお尋ねがありました。

米国は、イラクの安定化のために、軍隊の駐留や資金協力に努力をしています。我が国は、世界とアジアのための日米同盟との考え方も踏まえ、我が国独自の判断として自衛隊を派遣し、経済協力を相まってイラクの復興を支援してまいりました。今後とも、治安面など困難な課題を抱えるイラクの一日も早い安定化を共通の目的として、米国と緊密に協力してまいります。

次に、米国の間合いのとり方についてのお尋ねがありました。

日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基盤であり、私は、世界とアジアのための日米同盟の考え方のもと、米国と緊密に連携していく所存であります。そして、その基盤となる日米間の信頼関係をより強固なものにしていく考えであります。そのためには、日米双方が言うべきことを言い、やるべきことをやっていく必要があります。あらゆるレベルで緊密に政策協調を行っていく考えであります。

なお、個々の問題や課題に対処するに当たって具体的にいかなる協力を行うかについては、日米両国がそれぞれの国益に基づき、また、おのの法的、政策的枠組みのもとで主体的に判断するものであることは言うまでもありません。

米国がイランに核を使った場合に、それを支持するかとお尋ねがありました。

會計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「成田国際空港株式会社における空港施設等

の整備事業に係る入札・契約の実施状況等について

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「関西国際空港の経営において、長期有利子債務の確実な償還を図り、安定的な経営基盤を確立するため、経営改善に努めることが必要な事態について」

(議席変更)

一、去る十日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一三四	木挽 司君
一四六	鈴木 淳司君
二一四	土井 亨君
二二五	鍵田忠兵衛君
二二六	萩原 誠司君
二二七	武藤 容治君
二二八	盛山 正仁君
二二九	平口 洋君
二二〇	清水清一朗君
二二一	小川 友一君
二二二	北村 茂男君
二二三	柴山 昌彦君
二二四	中山 泰秀君
二二五	西銘恒三郎君
二二六	原田 令嗣君
二二七	谷 公一君
二二八	佐藤ゆかり君
二二九	近江屋信広君
二三〇	井上 信治君
二三一	上川 陽子君

二三二	宮澤 洋一君
二三三	吉野 正芳君
二三四	山本 明彦君
二三五	谷川 弥一君
二八六	亀岡 偉民君
二八七	安次富 修君
二八八	馬渡 龍治君
二八九	新井 悦二君
二九〇	小里 泰弘君
二九一	寺田 稔君
二九二	秋葉 賢也君
二九三	井脇ノブ子君
二九四	清水鴻一郎君
二九五	富岡 勉君
二九七	宇野 治君
二九八	金子善次郎君
二九九	三ツ矢憲生君
三〇五	三ツ林隆志君
三〇六	西川 京子君
三〇七	平井たくや君
三〇八	金子 恭之君
三〇九	後藤田正純君
三一〇	北村 誠吾君
三一一	江渡 聡徳君
三一二	加藤 勝信君
三七〇	稲田 朋美君
三七一	岡部 英明君
三七二	片山さつき君
三七三	阿部 俊子君
三七四	土井 真樹君
三八一	宮下 一郎君

三八二	葉梨 康弘君
三八三	西村 明宏君
三八七	石田 真敏君
三八八	木村 勉君
三八九	山中 燦子君
三九〇	並木 正芳君
三九七	新藤 義孝君
三九八	平田 耕一君
四四四	矢野 隆司君
四四五	高島 修一君
四四六	赤澤 亮正君
四四七	赤池 誠章君
四四八	浮島 敏男君
四四九	西村 康稔君
四五〇	萩生田光一君
四六〇	やまざわ大志郎君
四六五	戸井田とおる君
四六六	岡本 芳郎君
四六七	早川 忠孝君
四六八	佐藤 鍊君
四七三	河井 克行君
四七四	石崎 岳君
四七五	中野 正志君
四七六	増原 義剛君

理事	奥村 展三君 (理事細野豪志君去る九月二十八日委員辞任につきその補欠)
理事	川端 達夫君 (理事赤松広隆君去る九月二十八日委員辞任につきその補欠)
理事	村田 吉隆君 (理事小此木八郎君去る二日委員辞任につきその補欠)
理事	齊藤 鉄夫君 (理事井上義久君去る二日委員辞任につきその補欠)
常任委員辞任及び補欠選任	一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員 辞任 中野 清君 前原 誠司君 赤羽 一嘉君 佐々木憲昭君 阿部 知子君 広津 素子君 田名部匡代君 伊藤 涉君 笠井 亮君 保坂 展人君 中野 清君 前原 誠司君 赤羽 一嘉君 佐々木憲昭君 阿部 知子君 補欠 広津 素子君 田名部匡代君 伊藤 涉君 笠井 亮君 保坂 展人君 中野 清君 前原 誠司君 赤羽 一嘉君 佐々木憲昭君 阿部 知子君 補欠 高島 修一君 鍵田忠兵衛君 福岡 資麿君 北村 茂男君
議院運営委員	辞任 あかま二郎君 大塚 高司君 萩生田光一君 若宮 健嗣君 補欠 高島 修一君 鍵田忠兵衛君 福岡 資麿君 北村 茂男君

官 報 (号 外)

鍵田忠兵衛君 北村 茂男君 高鳥 修一君 福岡 資麿君	大塚 高司君 若宮 健嗣君 あかま二郎君 萩生田光一君
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
国家基本政策委員	
辞任	補欠
古賀 誠君 中川 昭一君 小沢 一郎君 羽田 孜君 小野 次郎君 小野寺五典君 篠原 孝君 牧 義夫君	小野寺五典君 小野 次郎君 牧 義夫君 篠原 孝君 中川 昭一君 古賀 誠君 羽田 孜君 小沢 一郎君
(議案提出)	
一、去る十日、議員から提出した議案は次のとおりである。	
北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案(逢沢一郎君外十二名提出)	
一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。	
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(園田康博君外一名提出)	
(委員会審査省略要求書受領)	
一、去る十日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。	
北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議案	
逢沢一郎君外十二名	

(議案送付)	一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(園田康博君外一名提出)
(決議送付)	一、去る十日、河野議長から安倍内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。
	北朝鮮の核実験に抗議し、全ての核兵器及び核計画の放棄を求める決議
(調査要求承認)	一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十一日これを承認した。
	国政調査承認要求書
一、調査する事項	国家の基本政策に関する事項
二、調査の目的	国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため
三、調査の方法	内閣総理大臣と野党党首との討議等
四、調査の期間	本会期中
	右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
	平成十八年十月十一日
	国家基本政策委員長 衛藤征士郎 衆議院議長 河野 洋平殿
(質問書提出)	一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

シュレッダーによる幼児の指切断事故に関する質問主意書(高井美穂君提出)	質問主意書(高井美穂君提出)
歩行者同士の事故と携帯電話の使用に関する質問主意書(高井美穂君提出)	質問主意書(高井美穂君提出)
北朝鮮による核実験に対する初動の情報収集に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	質問主意書(鈴木宗男君提出)
北朝鮮の核実験と日朝平壤宣言の関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	
石綿規制の対象範囲の拡大にともなうアスベスト使用実態の再調査に関する質問主意書(吉井英勝君提出)	
米海軍原子力空母の安全性に関する質問主意書(阿部知子君提出)	
北朝鮮による核実験に対する外務大臣の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
北朝鮮の核開発能力に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
「核開発の権利を放棄しない」というイランの最高指導者ハメネイ師の発言に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)	
北方領土問題をめぐるプーチン露大統領の発言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	
一、昨十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	
中曽根康弘元総理大臣の国鉄労働組合についての発言に関する質問主意書(辻元清美君提出)	
朝鮮半島エネルギー開発機構に対する日本の支援に関する質問主意書(滝実君提出)	
「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁	

判」に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	一九四三年の大東亜宣言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)	
(答弁書受領)	
一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。	
衆議院議員鈴木宗男君提出前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と学者との関係等に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の歴史認識に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の靖国神社および国立追悼施設についての見解に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の核軍縮についての認識に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員馬淵澄夫君提出インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制に関する質問に対する答弁書	
衆議院議員馬淵澄夫君提出不適当な登記識別情	

報の発行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出村山談話で言及された「あの戦争」の時期に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国における日本外務省研修生による現地法令違反に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるロシア官憲の違法行為に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還」についてのイズベスチヤ紙報道に関する質問に対する答弁書

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二二二号

前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問主意書

一 二〇〇五年十一月十九日の奥付で、講談社から田中均前外務審議官が田原総一郎氏との対談本「国家と外交」を出版したと承知しているが、外務省は同書の内容を把握しているか。
二 田中均前外務審議官は退職後も守秘義務を負うか。
三 「国家と外交」の内容について、田中均前外務

審議官が守秘義務に反する記述を行った部分があると外務省は認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一六五第二二二号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出前外務審議官が出版した「国家と外交」と国家公務員としての守秘義務に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の書物の内容は承知している。

二 について

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百条第一項には、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されている。

三 について

外務省として、御指摘の書物における記述が国家公務員法第百条第一項にいう「秘密」に該当するか否かについて明らかにすることは、今後の日朝間の協議に支障を来すおそれがあること等から、お答えすることは差し控えたい。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二二三号

「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する質問主意書

一 二〇〇六年九月二十八日付毎日新聞朝刊は、麻生太郎外務大臣のインタビューを掲載し、その中で、記者による「北方領土問題の解決策として、四島を面積で分割する案はどうですか。」という質問に対して、麻生外務大臣は、「二つの考え方ですね。二島じゃこつちがだめで、四島じゃ向こうがだめ。間をとって三島とかいう話だろ。それで双方が納得するかどうかですよ。これは役人で決めることはできません。どこかで政治的な決断を下ろさない限り、下から積み上げてどうにかなる話ではない。この問題への解決(への意欲)は、プーチン露大統領の頭の中にすぐあるように見えますけどね。」(以下、「麻生発言」という。)と応答しているが、右報道を外務省は承知しているか。

二 「麻生発言」は外務省が作成した資料に基づいてなされたものか。

三 「麻生発言」は、日本政府が我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島より構成される北方領土のうち、三島に対する日本の主権が確認されれば日露平和条約の締結が可能であるとの認識を示すものか。
右質問する。

内閣衆質一六五第二二三号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての麻生太郎外務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の報道については、外務省として承知している。

二 について

御指摘の外務大臣の発言等について、関連する外務省内の作業につきお答えすることは、交渉に関して我が国がとうとうとしている立場が推測されること等により、他国又は国際機関との交渉上不利を被るおそれがあること等から差し控えたい。

三 について

我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関し、両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行うことで一致している。政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。平成十八年九月二十七日に行われたインタビューにおける麻生太郎外務大臣の発言の趣旨は、かかる従来の政府の方針を踏まえたものであり、御指摘の認識を示すものではない。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二四号

外務省と学者との関係等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省と学者との関係等に関する質問主意書

一 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年九月十三日の会見で、坂場三男外務報道官は、「ロシアのプーチン大統領が、九日にロシア専門家の人たちを集めて意見交換した際に、北方領土問題に関連して「双方の妥協で解決したい」とかなり意欲的な発言をされているのですが、日本政府としてこれをどう受け止めて、どう対応していく考えなのかお聞かせください。」との問いに対し、

「ご指摘のプーチン大統領の発言というのは、通常、ヴァルダイ会議と呼ばれている、有識者、専門家の方々と意見交換の会議の席上でのものと承知しています。」

青山学院大学の袴田先生の方からその時の発言を伺うことができているわけですが、ご指摘の、北方領土問題に関するプーチン大統領の発言というものは、私も注目しています。昨年の十一月の日露首脳会談で、北方領土の問題に関して、日露間に意見の相違はありますが、その溝を乗り越え、これまでの日露間の合意、あるいは諸文書に基づき、両国が共に受け入れられる解決策を見出す努力を行うということに一致しているわけです。更に、ご案内の通り、去る七月のサンクトペテルブルクにおける日露

首脳会談でも、領土問題に関する交渉を活性化させるということで認識が一致しています。そういうことを背景として、今回のプーチン大統領の発言というものは、今後の領土交渉を加速化させるという両国共通の認識を確認したものであるという風に受け止めており、それとして私も評価しているということです。」と応答しているところ、ここでいう青山学院大学の袴田先生とは、袴田茂樹教授のことか。

二 袴田氏は外務省の公務に関連する任務の委託を受けているか。

三 ヴァルダイ会議とは何か。主催者、目的を明らかにされたか。

四 ヴァルダイ会議に過去、日本から出席した者に関する情報を外務省は有しているか。有しているならばヴァルダイ会議に参加した者の氏名と出席年月日を明らかにされたい。

五 袴田氏は外務省に対して定期的に情報を提供しているか。

六 二〇〇六年六月九日付内閣答弁書（内閣衆質一六四第二九三号）で政府は、「安全保障問題研究会に外務省は毎年資金援助を行っていると承知するが、平成十六年度並びに平成十八年度に外務省が行った助成金額を明らかにされたい。」との問いに対し、

「外務省としては、平成十六年度に、御指摘の団体にに対し、日露関係等に関する日露両国の学者等による対話の開催に係る業務を委嘱しており、その委嘱の金額は六百二十二万九千二百十六円である。」と応答しているが、右は日露平和条約（北方領

土）交渉に関連する業務を民間団体である安全保障問題研究会に委託していることを意味するものか。

七 二〇〇四年度に安全保障問題研究会に提供された六百二十二万九千二百十六円の内訳を明らかにされたい。

八 安全保障問題研究会はどのような法人格を持った団体か。

九 袴田氏は安全保障問題研究会の構成員か。

十 安全保障問題研究会は、外務省以外の政府機関からも資金助成を受けているか。

十一 過去に外務省が袴田氏に秘密指定がなされた公電の写しを交付したことがあるか。

十二 安全保障問題研究会に資金助成を行ったことにより、北方領土交渉を進捗させる上で具体的にどのような成果があったと政府は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第二四号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と学者との関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省と学者との関係等に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

外務省としては、御指摘の会議については、ロシア国際情報通信社「ノヴオスチ」等が主催

し、ロシア連邦及び諸外国の学者等が参加する討論会であると承知している。外務省としては、本年九月四日から同月九日まで及び平成十七年九月二日から同月五日まで開催された同会議に、我が国からは御指摘の教授が出席したと承知している。その他のお尋ねについては、外務省として承知していない。

二について

御指摘の「公務に関連する任務の委託」の意味が明らかでなく、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「袴田氏」から外務省に対し、適宜、ヴァルダイ会議に関するもののほか情報の提供を受けたことはある。

六及び十二について

外務省としては、御指摘の団体にに対し、日露関係等に関する日露両国の学者等による対話の開催に係る業務を委嘱しており、その開催によつて、例えば、領土問題の解決を含む日本国とロシア連邦との間の平和条約締結問題について、日露両国民の相互理解の増進が図られてきていると考えている。

七について

平成十六年度において、外務省より御指摘の団体にに対し拠出した御指摘の金額の内訳は、会合の開催に係る業務の委嘱二件である。

八及び九について

外務省としては、御指摘の団体については、御指摘の教授を含む国際問題の専門家である有志によつて組織された私的な研究会であると承知している。

十について

お尋ねについては、詳細な調査を要することもあり、外務省としてお答えすることは困難である。

十一について

外務省としては、御指摘の事例があるとは承知していない。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二五号

「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問主意書

一 外務省公式ホームページによれば、二〇〇六年九月二十八日の会見で、坂場三男外務報道官は、「昨日の報道各社のグループ・インタビューで、大臣が、北方領土問題について、三島返還での解決という意見を出されましたが、この大臣発言の狙いと、三島返還と具体的に省内では検討されているのか、それをお伺いしたいと思います。」との問いに対し、

「大臣が、昨日のグループ・インタビューの中で、北方領土の解決について、ものの例えという形だったと思いますが、「二島でも駄目だし四島も受け入れられないということなら三島か」というような言い方をされたのですが、これまでの日露間のやりとりとして、昨年十一月のプーチン大統領訪日の際の首脳会談、あるいは

は今年七月のサンクトペテルブルクでの日露首脳会談において、領土問題については、日本とロシア双方にとって共に受け入れられる解決策を見出すために努力していくことで一致を見ているわけですが、まさに、この、「共に受け入れられる解決策を模索する」ということを、大臣が言葉を換えて、一つのたとえとして先のような表現で言われたのだと理解しています。従って、三島解決案なるものが公式に検討されていることはありません。ただ、前にもこの席で申し上げたと思いますが、今月プーチン大統領が諸外国の有識者と懇談をした中で、非常に積極的に北方領土問題の解決について語られたという点については、私も注目しています。

安倍総理ご自身も、会見の席でロシアとの関係については、日本として非常に重要なものと考えているということをおっしゃられていますように、新政権は領土問題も含め、対露関係について積極的に取り組んでいくという判断でいます。」と応答しているが、同年九月二十七日の「報道各社のグループ・インタビュー」の記録を外務省は作成しているか。

二 一の問いに対し、記録を作成しているということであれば、その中日露関係に関する部分についての概要を明らかにされたい。

三 坂場三男外務報道官は、麻生太郎外務大臣の発言について、「北方領土の解決について、ものの例えという形だったと思いますが」と述べているところ、どのような内容について、どのような例えを用いたかについて、外務報道官の見が行われた時点での坂場三男外務報道官の認識を明らかにされたい。

四 坂場三男外務報道官が言及した「三島解決案」の定義如何。

五 坂場三男外務報道官は、「従って、三島解決案なるものが公式に検討されていることはありません。」と述べているが、このことは外務省で非公式に「三島解決案」に関する検討が行われていることを意味するものか。明確な答弁を求める。右質問する。

内閣衆質一六五第二五号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還論」についての外務報道官の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省として、北方領土問題に関し日露両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行う必要がある旨の麻生太郎外務大臣の発言を含む御指摘のインタビューの概要を作成している。

三について
御指摘の坂場三男外務報道官の発言は、記者の質問で言及された北方領土問題の解決策に係る

理論的可能性に関し、麻生太郎外務大臣が、例示の一つとして言及したものではないかと説明したものである。

四及び五について

我が国とロシア連邦は、従来から、北方領土問題に関し、両国が共に受け入れられる解決策を見いだすための努力を行うことで一致している。政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結する考えである。お尋ねの「三島解決案」については、一般的に確立した定義があるとは承知していないが、いずれにせよ、御指摘の坂場三男外務報道官の発言は、御指摘の麻生太郎外務大臣の発言の趣旨が、かかる従来の政府の方針を踏まえたものであり、外務省においてお尋ねのような検討が行われていることはないとの趣旨を説明したものである。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二六号

安倍首相の歴史認識に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍首相の歴史認識に関する質問主意書

安倍新政権が成立したことを受けて、安倍内閣総理大臣の歴史認識や政治姿勢を明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従って、以下、質問する。

一 安倍首相は、一九四二年当時、日本がなんらかの侵略行為を行っていたと考えるか。そうであれば、どのような侵略行為だったのかを具体的に明らかにされたい。

二 二〇〇五年八月一日における小泉純一郎前首相の「内閣総理大臣談話」について

「内閣総理大臣談話」では「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」とあるが、安倍首相も同じ見解か。

三 一九九五年八月一日における村山富市元首相の「村山内閣総理大臣談話・戦後五〇周年の終戦記念日にあたって」（以下「村山談話」）について

1 「村山談話」では「私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。同じ姿勢であるならば、「この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げ」るために何をすべきであると考えるか。

2 「村山談話」では「現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、引き続き誠実に対応してまいります。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。

3 「村山談話」では「唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなります。」

り、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなる」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

四 一九九五年六月九日に、衆議院本会議で決議された「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」について

1 安倍首相は同決議に賛成しているか。

2 安倍首相は同本会議を欠席しているが、欠席した理由は何かを明らかにされたか。

五 一九九三年八月四日における河野洋平元官房長官の「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（以下「河野官房長官談話」）について

1 「河野官房長官談話」では「今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設置されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

2 「河野官房長官談話」では「戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下であり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

3 「河野官房長官談話」では「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

4 「河野官房長官談話」では「いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に對し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。

5 「河野官房長官談話」では「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していききたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。同じ姿勢であるならば、「歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ」るために、何をすべきであると考えるか。

六 一九九六年八月一日における橋本龍太郎元首相の「元慰安婦」の方々に對する内閣総理大臣の手紙（通称「お詫びの手紙」）について

1 「お詫びの手紙」では、「いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございます。」とあるが、安倍首相は同じ認識か。

2 「お詫びの手紙」では、「私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちを申し上げます。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。

3 「お詫びの手紙」では、「我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。」とあるが、安倍首相は同じ姿勢か。

4 安倍首相は、橋本元首相をはじめ、小渕恵三元首相、森喜朗元首相、小泉純一郎前首相と同様に、「お詫びの手紙」に署名するの。

七 安倍首相の「この従軍慰安婦の記述については余りにも大きな問題をはらんでいるのではないかと私は思います。（略）それはなぜかといえ、この記述そのもの、いわゆる従軍慰安婦というものの、この強制という側面がなければ特記する必要はないわけであり」（第一四〇回国会衆議院決算委員会第二分科会、一九九七年五月二七日）という発言について

1 安倍首相がここでいう「余りにも大きな問題」とは何か。安倍首相の見解を具体的に明らかにされたい。

2 安倍首相のこの発言は、五でいう「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」を否定する姿勢であるのか、ないのかを明らかにされたい。

八 安倍首相の歴史教科書についての「この近隣諸国条項によって、喜んでもらう、日本がこんな残酷なことをしましたよということをやることによって、諸外国からは余り指摘がなくなるということであり得ます。また、特定の思惑を持って行動する人々にも歓迎されるということとで、そちらの方面において日本が残酷な行為をやったということを強調する分にはほとんど

検定を通してしまおうという問題が出てきているのではないか(第一四〇回国会衆議院決算委員会第二分科会、一九九七年五月二七日)という発言について

1 安倍首相は、教科書検定基準における「近隣諸国条項」を見直すのか。

2 安倍首相がここでいう「特定の思惑を持って行動する人々」とは誰のことを指して発言しているのか。安倍首相の見解を具体的に明らかにされたい。

3 安倍首相が事務局長をつとめられた「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」は、どのような趣旨でつくられたのか。

4 同会の「日本歴史教科書問題」に関する中間報告に、検定制度について「教科書事件以来、いわゆる『近隣諸国条項』によって、実質的に『空洞化』『有名無実化』の状況にあることが明らかにされた」という記述があるが、安倍首相は同じ見解か。そうであるなら、検定制度が「空洞化」し「有名無実化」したと判断する具体的な根拠を示されたい。

九 二〇〇六年九月一三日、米下院の国際関係委員会が日本による第二次世界大戦中の従軍慰安婦動員に関する決議案(下院第七五九号決議案)を満場一致で可決した件について

同決議案では、「従軍慰安婦動員の事実を確実に認め、歴史的責任を受け入れること」「従軍慰安婦問題が人権に反する恐ろしい問題であることを現在および次世代の日本国民に教育すること」「慰安婦動員を否認するいかなる主張に対しても公に強く繰り返し反論すること」とある

が、米下院の国際関係委員会がこのような決議をしたことは内政干渉と考えるか。安倍首相の見解を示されたい。

一〇 安倍首相の「まだ学問的に確定しているというふうには言えない状況ではないか。(略)さきの大戦をどのようにこれは定義づけるかということでありますが、それはやはり、これは政府の仕事ではないだろうと私は思うわけであります。それはやはり歴史家の判断にまづべきではないか。(略)歴史というのは長い連続性の中にあるわけでございまして(略)政府が歴史の裁判官になってそれを単純に白黒つけるということは、それは私は適切ではないのではないだろうか(第一六四回国会衆議院予算委員会、二〇〇六年二月一六日)という答弁について

1 七や八というように安倍首相は日本の歴史教科書について委員会などで積極的に発言をしてきた。「我が国の教科書問題というのは、それが外交問題にもなっているという、非常に特殊性があるわけでありまして」「私も従来から我が国の歴史教科書の記述については問題点が多いな、こう思っております」(第一四〇回国会衆議院決算委員会第二分科会、一九九七年五月二七日)と発言している。

ここで安倍首相がいう「外交問題になつていく」とは具体的にどのようなことか。安倍首相の見解を示されたい。

2 ここで安倍首相がいう「歴史教科書の記述については問題が多い」とは、具体的に何についての記述をさすのか、安倍首相の見解を示されたい。

3 安倍首相は「歴史は歴史家の判断に待つべき」「政府の仕事ではない」と主張しながら、一方では、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」を結成し、歴史教科書の記述やあり方について積極的に発言してきた。この両者の姿勢は矛盾すると思われるが、安倍首相の見解を示されたい。

4 安倍首相は、政治家として歴史認識を示すべきではないというのなら、何を根拠に「歴史教科書が問題である」とこれまで発言してきたのか。その根拠を示されたい。

5 歴代の総理大臣や閣僚が歴史認識を示してきたのは、安倍首相から見れば「政府が歴史の裁判官」になったという適切ではない政治姿勢なのか。

一一 安倍首相の自著の「たしかに軍部の独走であり、もっとも大きな責任は時の指導者にある。」(『美しい国へ』二五頁)「日本は講和とひきかえに、服役中の国民を自国の判断で釈放できるという国際法上慣例となつていく権利を放棄することによって、国際社会に復帰したのだ」(『美しい国へ』七二頁)「天皇は『象徴天皇』になる前から日本国の象徴だったのだ。」(『美しい国へ』一〇四頁)二六〇年前、天皇が特別の意味をもった時代があった。そして多くの若者たちの、哀しい悲劇が生まれることになった。(『美しい国へ』一〇六頁)という記述と、「昭和の歴史を虚心に振り返れば、極東軍事裁判によってA級戦犯とされた人々に戦争の責任をすべて帰すのは、不可能です。」(『諸君!』二〇〇五年三月号)などの一連の発言について

が、いかがか。安倍首相の見解を示されたい。

2 歴史認識のもとでの発言でないのであれば、安倍首相は何を根拠に意見表明をしているのか示されよ。

一二 安倍首相の「中身でいえば、まず自虐史観に侵された偏向した歴史教育、教科書の問題があります。」(ストライクゾーンの左サイドぎりぎりにすべての球が集まっていて、全体でみると、ひどくアンバランスになつていく。(略)ストライクゾーンと真ん中の記述ばかりであった扶桑社教科書の市販本は百万部近く売れて国民に支持されたにもかかわらず、教育現場での採択は惨憺たる結果になりました。現状の採択の仕組みでは、大多数の国民の良識が反映されないどころか、否定されてしまうわけです。この状況を変えていかなければいけない。(略)現在は、自分が裁判官になつたかのごとく祖国の歴史を裁いて、したり顔をしている人たちが採択に影響を及ぼし、子供たちに一方的な断罪史観を押しつけている。」(『正論』二〇〇五年一月号)という発言について

1 安倍首相は「自虐史観」「断罪史観」とは、どのような内容の考え方と認識しているのか。

2 安倍首相が「自虐史観」「断罪史観」と判断した根拠は何か。具体的に示されたい。

3 「自虐史観」「断罪史観」と判断したことは、安倍首相自らが歴史認識を示したものであると考えられるが、いかがか。安倍首相の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六五第二六号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の歴史認識
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の歴史
認識に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政府としての認識については、平成七年八月
十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大
臣談話等において示されてきているとおりであ
る。

いづれにせよ、政府としては、唯一の被爆国
である我が国としての体験及び戦後六十年の歩
み等を踏まえ、今後も、世界の平和と繁栄に貢
献していく決意であることに変わりはない。

四、七の1、八の2及び3、一〇の1から4ま
で、一一並びに一二について

お尋ねは、安倍晋三衆議院議員の政治家個人
としての発言等に係るものであり、政府として
お答えする立場にない。

いづれにせよ、政府としての認識について
は、一から三までについて述べたとおりであ
る。

五及び七の2について

いわゆる従軍慰安婦の問題についての政府の
基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長
官談話を受け継いでいる。

当該談話の趣旨は、このような問題を長く記

憶にとどめ繰り返さないう決意を表明した
ものであるが、特に具体的な研究や教育を念頭
に置いたものではない。

六について

政府としての認識については、五及び七の2
について述べたとおりである。

御指摘の「手紙」については、女性のためのア
ジア平和国民基金が、フィリピン共和国、大韓
民国及び台湾における事業を実施した際に、そ
の時々内閣総理大臣のいわゆる従軍慰安婦の
問題に対するおわびと反省の気持ちを表するも
のとして、当該事業の対象者に対して渡してき
たものであるが、現時点においてこの事業は既
に終了していることもあり、今後、新たに「手
紙」を渡すことは基本的に想定していない。

八の1について

教科書の検定については、教科用図書検定調
査審議会の専門的な審議を経て、適切に行われ
ているものと考えており、いわゆる「近隣諸国
条項」については、現在、見直すことは考えて
いない。

八の4について

教科書の検定については、いわゆる「近隣諸
国条項」を含む教科用図書検定基準等に基づ
き、教科用図書検定調査審議会の専門的な審議
を経て、適切に行われているものと考えてい
る。

九について

政府としては、御指摘の「決議案」が国際法上
違法とされるいわゆる「内政干渉」に当たるとは
考えていない。

一〇の5について

歴代の内閣総理大臣や国務大臣が認識を示し
てきたことが「政府が歴史の裁判官」になった
という適切ではない政治姿勢」に当たるとは考
えていない。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二七号

安倍首相の日本国憲法についての認識に関
する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍首相の日本国憲法についての認識に関
する質問主意書

安倍新政権が成立したことを受けて、安倍内閣
総理大臣の憲法についての見解や政治姿勢を明ら
かにすることは、多くの国民の要求するところだ
がある。

従って、以下、質問する。

一 安倍首相の「憲法を逐条的に変えるのではな
く白地から書いて、国のあり方を考えることが
大切なんです。」（「諸君！二〇〇五年六月号」）
「基本的に全文脈です。すべてを見直し、書き
起こしていく作業が必要だと考えております。」
（「正論二〇〇四年七月号」という発言について

1 ここで安倍首相がいう「白地から書いて」
「すべてを見直し、書き起こしていく」とは、
日本国憲法を廃止して新しい憲法を制定する
ということか。安倍首相の見解を明らかにさ
りたい。

2 日本国憲法は、第九六条第二項の改正に関
する規定で「この憲法と一体を成す」としてお
り、廃止改正することは日本国憲法自体が想

定していないと考えるが、安倍首相の見解を
明らかにされたい。

3 日本国憲法第九六条第二項のもとで、ど
のような範囲の改正なら可能と考えるのか。安
倍首相の見解を明らかにされたい。

二 安倍首相の自著の『平和を愛する諸国民の公
正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保
持しよう」と決意した（略）憲法前文は、敗戦国
としての連合国に対する「詫び証文」のような
宣言がもうひとつある。『われらは、平和を維
持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠
に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、
名誉ある地位を占めたい』という箇所だ。『美
しい国へ』（二二頁）という記述について。また
「白地から新しい前文を書きます。現憲法の前
文は何回読んでも、敗戦国としての連合国に対
する詫び証文でしかない。」（「諸君！二〇〇五
年六月号」という発言について

1 なぜ、日本国憲法前文が「詫び証文でしか
ない」と安倍首相は主張するのか。その理由
を示されたい。

2 日本国憲法前文が「詫び証文でしかない」と
いう安倍首相の認識が、今後の日本政府とし
ての公式見解と理解してよいのか。

三 安倍首相の「憲法には国民の権利を保障する
ために、国家権力の手足を縛る側面もありえま
すが、他方、日本国民の生命、財産を守るため
に必要な規定も並置されているわけで、その実
行力を奪うようなことをしてしまつては本末転
倒です。」（「諸君！二〇〇五年六月号」という発
言について

1 「日本国民の生命、財産を守るために必要

な規定」とは何か。安倍首相の見解を具体的に示されたい。

2 「その実行力を奪うようなこと」とは何か。安倍首相の見解を具体的に示されたい。

四 安倍首相の自著の「ふたつの保守党が合併したもうひとつの理由は、日本が本来の意味での独立を取り戻すことにあった。(略)まさに憲法の改正こそが、『独立の回復』の象徴であり、具体的な手だてだったのである。(略)第二の目標は、後回しにされてしまった。(略)その結果、弊害もあらわれることになった。(略)損得を超える価値、たとえば家族の絆や、生まれ育った地域への愛着、国に対する想いが、軽視されるようになってしまったのである。」「(美しい国へ」二九頁)という記述について

1 安倍首相が「生まれ育った地域への愛着、国に対する想いが、軽視されるようになってしまった」理由が憲法改正が後回しにされたことにある、と考える根拠を示されたい。

2 「生まれ育った地域への愛着、国に対する想いが、軽視されるようになってしまった」責任は誰にあると安倍首相は考えるのか。

3 長年与党の地位にあった自民党に責任はあると安倍首相は考えるのか。

五 安倍首相の「日本の国は、戦後半世紀以上にわたって、自由と民主主義、そして基本的人権を守り、国際平和に貢献してきた。(略)日本人自身がつくりあげたこの国のかたち、わたしたちは堂々と胸を張るべきであろう。わたしたちは、こういう国のありかたを、けっして変えるつもりはないのだから。」「(美しい国へ」六九

頁)という記述と「戦後六〇年間の我々の『平和に対する貢献』という実績にもっと誇りを持って良いでしょう。」「(諸君」二〇〇五年八月)という発言について

1 「こういう国のありかたを、けっして変えるつもりはない」といいながら、なぜ日本国憲法を改正する必要があるのか。安倍首相の見解を明らかにされたい。

2 安倍首相は、「戦後六〇年間の我々の『平和に対する貢献』という実績」は、日本国憲法第九条のもとで実現されてきたとの見解か。

六 安倍首相の「現行憲法の制定過程に問題があった。」「(論座」二〇〇四年二月号)という発言について

1 ここで安倍首相がいう「現行憲法の制定過程」の「問題」とは何か。安倍首相の見解を具体的に示されたい。

2 「現行憲法の制定過程に問題があった」という安倍首相の見解が、日本政府の公式見解としてよいか。

七 安倍首相の日本国憲法についての「時代にそぐわない条文、その典型的なものが九条だ」と思いますが、それ以外にも新しい価値観が生まれている中で見直していかなければいけない条文がある(「論座」二〇〇四年二月号)という発言について

1 「時代にそぐわない」というのは具体的にはどの条文をさすのか。安倍首相の見解を示されたい。

2 その条文があることによって、具体的にどのような国益を減じさせるのか。安倍首相の見解を示されたい。

八 安倍首相の自著の「国の骨格は、日本国民自らの手で、白地からつくりださなければならぬ。そうしてこそ、真の独立が回復できる。」「(美しい国へ」二九頁)「憲法第九条の規定は、いっばうで独立国としての要件を欠くことになった。」「(美しい国へ」二三頁)という記述について

1 安倍首相の論理でいえば、日本国憲法第九条がある限り、日本は独立国ではないということになるが、今の日本は日本国憲法第九条がある以上、独立国ではないと考えるのか。

2 「独立国の要件」とは何か。安倍首相の見解を示されたい。

九 日本国憲法第九九条の憲法尊重擁護義務により、安倍首相は日本国憲法を尊重し擁護する義務があると考えるが、安倍首相の見解はどうか。

一〇 過去の歴史に対しての認識を明らかにせず、憲法について議論することはできないと考えるが、安倍首相の見解を示されたい。

内閣衆質一六五第二七号
平成十八年十月十日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の日本国憲法についての認識に関する質問に対する答弁書

一、三、五の1及び七について

お尋ねは、憲法改正を前提とするものであると考えられるところ、政府においては、現在のところ、憲法改正を現実の課題としていないため、お答えすることは差し控えたい。

なお、安倍内閣総理大臣は、平成十八年九月二十九日の所信表明演説において、「現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、既に六十年近くが経ちました。新しい時代にふさわしい憲法の在り方についての議論が、積極的に進められています。与野党において議論が深められ、方向性がしつかりと出てくることを願っております。」と述べている。

二について

政府としては、御指摘の憲法前文第二段の文理は、我が国が平和主義及び国際協調主義の立場に立つことを宣明したものであると考えている。

四について

お尋ねは、安倍晋三衆議院議員の政治家個人としての著作に係るものであり、政府としてお答えする立場にない。

五の2について

政府としては、我が国は、憲法の平和主義及び国際協調主義の立場に立ちつつ、国際社会の平和に積極的に貢献してきたと考えている。

六について

政府としては、現行憲法は、最終的には帝国

議会において、十分に審議され、有効に議決されたものであるが、連合軍の占領中に占領軍当局の強い影響の下に制定されたものであると考えている。

八について

御指摘の「独立国」の意味は、文脈によつて異なり得るが、一般に、少なくとも一定の領域においてその領域に在る住民を統治するための実効的政治権力が確立していることが、独立した国家の要件であると考ええる。今日の我が国は、独立した国家である。

九について

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることにかんがみ、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守することにも、その完全な実施に努力しなければならぬ趣旨を定めたものであつて、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

一〇について

政府としての認識については、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二一八号

安倍首相の靖国神社および国立追悼施設についての見解に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

安倍首相の靖国神社および国立追悼施設についての見解に関する質問主意書

安倍新政権が成立したことを受けて、安倍内閣総理大臣の靖国神社および国立追悼施設についての見解や政治姿勢を明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。

従つて、以下、質問する。

一 安倍首相が官房長官だった二〇〇六年六月三日当時、テレビ番組に出演し、九月の自民党総裁選で選出され、自身が首相に就任した場合の靖国神社参拝について「今の段階で行くか行かないか言うつもりはない。言うことで外交問題に発展する。政局に絡んで言うべきでない」との考えを示した件について

1 ここでいう「今の段階」とはいつまでを指すのか。安倍首相の見解を示されたい。

2 安倍首相は靖国神社参拝について今後も参拝するの。

二 安倍首相の自著の「A級戦犯」といういい方自体、正確ではないが、じつは、かれらの御霊が靖国神社に合祀されたのは、それより七年も前の一九七八年、福田内閣のときなのである。その後、大平正芳、鈴木善幸、中曽根康弘と三代にわたつて総理大臣が参拝しているのに、中国はクレームをつけることはなかった。一九七八年に結ばれた日中平和友好条約の一条と三条では、たがいに内政干渉はしない、とうたつて「美しい国へ」(六八頁)という記述について

1 ここで安倍首相は「A級戦犯」といういい方が正確でないと述べているが、それでは安倍首相はどのようないい方が正確であると考えているのか。具体的に示されたい。

首相はどのようないい方が正確であると考えているのか。具体的に示されたい。

2 安倍首相は、日本の首相の靖国神社参拝について中国がとつた一連の行動の、どの部分が内政干渉にあたると考えているのか。その根拠を具体的に示されたい。

三 安倍首相の自著で「首相が「A級戦犯」の祭られた靖国神社へ参拝するのは、条約違反だ」という批判がある。ではなぜ、国連の場で、重光外相は糾弾されなかったのか、略それは国内法で、かれらを犯罪者とは扱わない、と国民の総意で決めたからである。「美しい国へ」(七〇頁)という記述について

1 安倍首相は、A級戦犯の名譽は国内的には回復されているという認識か。そうであるなら根拠を明らかにされたい。

2 安倍首相は、A級戦犯の名譽は国際的には回復されているという認識か。そうであるなら根拠を明らかにされたい。

四 安倍首相がA級戦犯を国内法で犯罪者とは扱わないとした根拠として、一九五一年の法務大臣答弁「国内法の適用において、これを犯罪者としてあつかうことは、いかなる意味でも適当ではない」(第二二回国会参議院法務委員会、一九五一年一月一三日)を示していることについて

1 A級戦犯を日本の国会で「犯罪者ではない」としたことで、国際的な戦争犯罪者としての規定から外れると考えているのか。

2 安倍首相は、極東国際軍事裁判の判決は日本国の法律や国会決議でくつがえせるものと考えているのか。

五 安倍首相の自著の「先の大戦(略)もつとも大きな責任は時の指導者にある」(「美しい国へ」二五頁)という記述について

1 ここで安倍首相がいう「先の大戦」とは、何年何月に始まり、何年何月に終わった、どのような名称の戦争を指すと解しているのか(複数存する場合にはそのすべて)を明らかにされたい。

2 「もつとも大きな責任」とは何に對するどのような責任か。安倍首相の見解を示されたい。

3 ここで安倍首相がいう「時の指導者」とは具体的に誰を指すのか(複数存する場合にはそのすべて)を明らかにされたい。

六 靖国神社の遊就館の展示パネルにおける「早くから大戦の勃発を予期していたルーズベルトは、昭和十四年には、米英連合の対独参戦を決断していたが、米国民の反戦意志に行き詰まっていた。米国の戦争準備「勝利の計画」と英国・中国への軍事援助を粛々と推進していたルーズベルトに残された道は、資源に乏しい日本を、禁輸で追い詰めて開戦を強要することであつた。そして、参戦によつてアメリカ経済は完全に復興した」という記述について

1 安倍首相は靖国神社を参拝した二〇〇六年四月一五日常時、遊就館にこうした記述があることを認識していたか。

2 認識していなかったとすれば、安倍首相が認識したのはいつか。

3 安倍首相は一九四〇年代初頭のA B C D包囲網に反発しての「自存自衛戦争」というような主張を正しいと認識しているのか。

4 認識するのであれば、安倍首相は経済制裁を理由に先制攻撃が正当化されると認識するの
か。

5 容認しないのであれば安倍首相は日本が米
国に対して先制攻撃を行った理由を何と考
えるか。

6 容認しないのであれば、安倍首相はなぜこ
うした歴史認識を明らかにしている靖国神社
に参拝したのか。

7 安倍首相の「靖国参拝を中止させる」という
政治目的のために、まず訪中した経済人にプ
レシヤーをかけた。「靖国問題を解決しなけ
れば中国での商売が上手くいかない」と思わ
せる手法です。『諸君！二〇〇五年八月号三七
頁』という発言について

「プレシヤーをかけた」とあるが、安倍首相
はい、誰が、誰に、どのような言動をとった
のか、具体的にこの発言の根拠を明らかにされ
たい。

八 安倍首相の自著の、首相の靖国神社参拝を
めぐる「参拝自体は合憲と解釈されているとい
つてよい。首相の靖国参拝をめぐって過去にいく
つかの国賠訴訟が提訴されているが、いずれも
原告敗訴で終わっている」(『美しい国へ』六七
頁)という記述について

1 安倍首相は、首相の靖国神社参拝をめぐ
る裁判において、合憲という司法判断が下され
た判決が存在すると考えているのか。存在す
ると考えるのであれば、その判決を示され
よ。

2 岩手靖国訴訟・仙台高裁判決(一九九一・
一・一〇)、九州靖国訴訟・福岡高裁判決(一
九九二・二・二八)、関西靖国訴訟・大阪高

裁判決(一九九二・七・三〇)など、いずれも
合憲判断を下したものはなく、また小泉前首
相の靖国参拝については、福岡地裁判決(二
〇〇四・四・七)、大阪高裁判決(二〇〇五・
九・三〇)がいずれも参拝が憲法の禁じる宗
教的活動にあたると認める憲法判断を示した
が、安倍首相はこれらの判決を知った上で同
じ認識であるか。

九 安倍首相の自著の「国家のためにすすんで身
を投じた人たちにたいし、尊崇の念をあらわし
てきたらどうか。たしかに自分のいのちは大切
なものである。しかし、ときにはそれをなげ
うつても守るべき価値が存在するのだ、とい
うことを考えたことがあるだろうか。わたしは
は、いま自由で平和な国に暮らしている。しか
しこの自由や民主主義をわたしたちの手で守ら
なければならぬ」(『美しい国へ』二〇八頁)
「二国の指導者が、その国のために殉じた人び
とにたいして、尊崇の念を評するのは、どの
国でもおこなう行為である。また、その国の伝
統や文化にのっとった祈り方があるのも、ごく
自然なことである」(『美しい国へ』六八頁)とい
う記述について

1 安倍首相は、「国民の命を危険にさらして
も守るべき価値」とは何と認識しているか。
2 「国家のためにすすんで身を投じた人たち」
とは具体的に誰を指すと安倍首相は考えるの
か。具体的に示されたい。

3 A級戦犯は「国家のためにすすんで身を投
じた人たち」に含まれるのか。
4 空襲で死亡した人たちは「国家のためにす
すんで身を投じた人たち」に含まれるのか。
5 「その国のために殉じた人びと」とは具体的

に誰を指すのか。具体的に示されたい。

6 A級戦犯は「その国のために殉じた人びと」
に含まれるのか。

7 空襲で死亡した人たちは「その国のために
殉じた人びと」に含まれるのか。

8 「その国の伝統や文化にのっとった祈り方」
とは、日本においては具体的にどのような祈
り方であると安倍首相は考えるか。具体的に
示されたい。

一〇 小泉政権では、「追悼・平和祈念のための
記念碑等施設の在り方を考える懇談会」を設立
し、何人もわだかまりなく戦没者などに追悼の
誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑な
ど国の施設の在り方について、国の施設の必要
性、種類、名称、設置場所などにつき幅広く議
論を重ねてきた。懇談会はその報告書で「従来
戦争や宗教に係わりのあつた場所でないことが
望ましい」などの意見を出しており、小泉前首
相は「懇談会の意見を踏まえ政府としての今後
の対応を検討する」という答弁を国会で繰り返
している。

懇談会設置当時、官房副長官として小泉政
権の内閣運営の任に当たっていた安倍首相は、国
立追悼施設の設立を引き続き検討するの
か。

一一 二〇〇六年二月八日衆議院予算委員会にお
ける「アジアの人たちも含めて、戦闘員、非戦
闘員を問わず死を悼むという追悼施設をつくる
べきではないか」という辻元清美の質問に對す
る小泉前首相の「今後、それは検討していい課
題だ」という答弁について

き継ぎ、検討するの
か。見解を示されたい。

2 検討するのであれば、安倍首相はどのよう
な機関で行うと考えるか。具体的に示されたい。
右質問する。

内閣衆質一六五第二八号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の靖国神社
および国立追悼施設についての見解に関する質
問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の靖国
神社および国立追悼施設についての見解に
関する質問に對する答弁書

一の1及び七について

御指摘の発言については、政治家個人として
の見解を述べたものであると承知しており、政
府としてお答えする立場にない。

一の2について

政府としては、安倍内閣総理大臣が靖国神社
に今後参拝するかどうかについては、承知して
いない。

二の1について

戦争犯罪人をA、B、Cの三級により区別す
ることが公式に行われていたわけではないが、
一般に、「A級戦犯」とは、極東国際軍事裁判所
において審理された戦争犯罪人を指すといわれ
ていると承知している。

官 報 (号 外)

二の2について

「内政干渉」という用語は必ずしも一義的ではなく、また、御指摘の「二連の行動」の個別具体的な内容も明らかではないので、「内政干渉」に当たるか否かを一概に述べることは困難であると考えている。

三について

御指摘の「名譽」及び「回復」の内容が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難である。

なお、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号。以下「平和条約」という。）第十一条に規定する極東国際軍事裁判所が科した刑は、我が国の国内法に基づいて言い渡された刑ではない。

また、重光葵氏については、昭和二十七年四月二十八日、平和条約の発効及び公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律（昭和二十七年法律第九十四号）の施行により、選挙権、被選挙権などの公民権が回復されている。

四について

御指摘の「国際的な戦争犯罪者としての規定から外れる」と及び「くつがえせる」の内容が必ずしも明らかではないが、極東国際軍事裁判所において被告人が極東国際軍事裁判所条例第五条第二項(a)に規定する平和に対する罪等を犯したとして有罪判決を受けたことは事実である。そして、我が国としては、平和条約第十一条により、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。なお、極東国際軍事裁判所が科した刑は、我が国の国内法に基づいて言い渡された刑ではない。

五及び九について

御指摘の書物は、安倍内閣総理大臣が内閣総理大臣に就任する前に政治家個人として記したものと承知しており、その個々の記述については、政府としてお答えする立場にない。

六の1及び2について

安倍内閣総理大臣個人の認識については、政府としてお答えする立場にない。

六の3から5までについて

御指摘の「自存自衛戦争」の意味が必ずしも明らかではないが、政府としては、個々の行為に対する評価等をめぐり様々な議論があることもあり、お尋ねの点について具体的に断定することは適当でないと考える。

六の6について

政府としては、安倍内閣総理大臣の靖国神社参拝について、国のために戦って尊い命を犠牲にした方々に対して手を合せて、御冥福をお祈りし、尊崇の念を表すためのものと承知している。

八について

小泉前内閣総理大臣の靖国神社への参拝について、御指摘の判決の違憲との判断は、いずれも下級裁判所の判決のいわゆる傍論において述べられたものであり、最高裁判所の判決（平成十八年六月二十三日最高裁判所第二小法廷判決及び決定（平成十五年十一月二十一日最高裁判所第二小法廷決定、平成十八年六月十三日最高裁判所第二小法廷決定、同月二十七日最高裁判所第二小法廷決定及び同日最高裁判所第三小法廷決定）においては、いずれも違憲との判断が示されていないと承知している。

なお、政府としては、内閣総理大臣の立場にある者が私人の立場で靖国神社に参拝することについては、憲法第二十条第三項の規定に違反するものではなく、また、内閣総理大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することにについては、いわゆる津地鎮祭判決（昭和五十二年七月十三日最高裁判所大法廷判決）において示されたいわゆる目的効果論の考え方に従って判断すれば、専ら戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又は社頭において一礼する方式により行われるような参拝は、社会通念に照らし、憲法第二十条第三項の規定に違反する疑いはないものと考えている。

一〇及び一一について

御指摘の「国立追悼施設」の在り方については、様々な意見があることから、当分の間、国民世論の動向等諸般の状況を慎重に見極めていきたいと考えている。

平成十八年九月二十九日提出
質問 第二九号

安倍首相の核軍縮についての認識に関する質問
問主意書

提出者 辻元 清美

安倍首相の核軍縮についての認識に関する質問
質問主意書

安倍新政権が成立したことを受けて、安倍内閣総理大臣の核軍縮についての見解や政治姿勢を明らかにすることは、多くの国民の要求するところである。
従って、以下、質問する。

一 安倍首相の自著の「要するに『わが国には核は持ち込ませません』という欺瞞的な国会答弁で彼ら（※社会党）をなだめながら、一方でこっそり実を取っていく。しかし、そんな馬鹿なことはないわけだ、米国の艦船は現に核を積載したまま、わが国の港に堂々と入港していました。（略）われわれは核に対しては全くきれいですが、無垢です」と歴代内閣はいい続けたんです。一見誠実そうに見えて、実はとんでもない偽善だったということなんです。（略）少なくとも、私は物事の実態をちゃんと正直に国民の前に開陳すべき事柄は示しながら、『わが国をとるべき道はこうです』と、そういう明確な政治を求めて行きたい、そう考えていました。（『保守革命』宣言「五〇頁」という非核三原則についての記述について）

安倍首相は、「米国の艦船は現に核を積載したまま、わが国の港に堂々と入港していました」と記述しているが、根拠を示されたい。いつ、どの港に、船名は何かを具体的に明らかにされたい。

二 安倍首相の自著の「日米印豪四カ国（アジア・大洋州・デモクラティックG3プラス・アメリカ）の首脳または外相レベルの会合を開催し、とりわけアジアにおいて、こうした普遍的価値観を他の国々と共有するためにいかに貢献し、協力しうるかについて、戦略的視点から協議をおこなうことができれば、それはすばらしいことだと思う。」（『美しい国へ』一六〇頁）という記述について
安倍首相が、アジアの平和と安定、そして発展のための協議の場に、他のアジア諸国をまじえないのはどういう理由によるものか。

三 安倍首相の自著の「インドとの関係をもっと強化することは、日本の国益にとってもきわめて重要」(『美しい国へ』一五九頁)という記述について

1 インドは核拡散防止条約に未加盟なまま、核保有国になっている。この点について、日本政府は容認しているのか。

2 インドに対して日本は核問題を理由に一時期経済制裁をしていたように、唯一の被爆国としてこの問題をみずぐすことはできないと考える。安倍首相が「日本の国益にとってもきわめて重要」というように政策転換したのは、どのような理由によるものか。

四 安倍首相は、アメリカ・イギリス・ロシア・フランス・中国・インド・パキスタン以外に核保有国があると考ええるか。

五 安倍首相は、イスラエルは核保有国と考えるのか。

右質問する。

内閣衆質一六五第二九号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の核軍縮についての認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の核軍縮についての認識に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の書物は、安倍内閣総理大臣が内閣総

理大臣に就任する前に政治家個人として記したものと承知しており、その個々の記述については、政府として答ええる立場にない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)上、いかなる核兵器の我が国への持込みも事前協議の対象であり、核兵器の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては、常にこれを拒否する所存である。したがって、政府としては、非核三原則を堅持するとの我が国の立場は十分確保されると考えている。また、核兵器の我が国への持込みについて米国が事前協議を行うことは、日米安保条約及びその関連取極に基づく条約上の義務である。米国政府は、累次にわたる、米国政府としては、日米安保条約及びその関連取極に基づく日本に対する義務を誠実に履行してきており、今後とも引き続き履行する旨確認しており、米国より核兵器の我が国への持込みについての事前協議がない以上、米国による我が国への核兵器の持込みがないことについて、政府として疑いを有していない。

二について

御指摘の書物は、安倍内閣総理大臣が内閣総理大臣に就任する前に政治家個人として記したものと承知しており、その個々の記述については、政府として答ええる立場にない。

アジア諸国等との対話や協力を維持、強化していく考えは、第百六十五回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説においても明らかにされているとおりである。

三の1について

インドは、核兵器の製造能力を保有している

と認識しているが、我が国は、インドが核兵器の不拡散に関する条約(昭和五十一年条約第六号。以下「NPT」という。)に非核兵器国として加入すべきであるとの一貫した立場である。

三の2について

我が国は、従来から、我が国と基本的価値観を共有し、世界最大の民主主義国家であるインドとの関係強化を重視している。

四及び五について

NPT上、核兵器国は、米、英、ロシ、ア、フランス、中国の五か国のみとなっている。また、NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルのうち、インド及びパキスタンは、核兵器の製造能力を保有しているが、イスラエルは、自国の核兵器保有を確認も否定もしないという方針を採っていると承知している。

平成十八年十月二日提出
質問 第三〇号

インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制に関する質問主意書

提出者 馬淵 澄夫

インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制に関する質問主意書

書

米、英、ロシ、ア、フランス、中国の五か国のみとなっている。また、NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルのうち、インド及びパキスタンは、核兵器の製造能力を保有しているが、イスラエルは、自国の核兵器保有を確認も否定もしないという方針を採っていると承知している。

らかにすることができない部分がある一方で、インテリジェンス・諜報業務といえども民主的なコントロールの下に置かれるべきことは言うまでもなく、また、政府の情報機能強化のためにも右内容を検証することは不可欠であると考えている。

従って、次の事項について質問する。

一 次の各政府機関におけるインテリジェンス・諜報業務に従事する職員の研修・教育の内容

1 外務省

2 警察庁

3 公安調査庁

4 防衛庁及び自衛隊

5 海上保安庁

以上の実態を把握し明らかにした上で、情報機能強化に関して内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一六五第三〇号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員馬淵澄夫君提出インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馬淵澄夫君提出インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「インテリジェンス・諜報業務に従事する政府職員の研修・教育体制」の意味する

ところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの行政機関においては、次のような研修を行っている。

外務省では、外務省研修所等において、職員に対し、国際情勢についての情報の収集及び分析等に関する研修を行っている。

警察庁では、警察大学校等において、テロ対策及び対日有害活動対策の中核となる幹部警察官等に対し、情報の収集及び分析等に関する研修を行っている。

公安調査庁では、公安調査庁研修所等において、公安調査官に対し、情報の収集及び分析等に関する研修を行っている。

防衛庁では、情報本部等において、情報業務に従事する職員に対し、国際軍事情勢等についての情報の収集及び分析等に関する研修を行っている。

海上保安庁では、本庁等において、情報業務に従事する海上保安官に対し、警備情報の収集及び分析等に関する研修を行っている。

なお、研修の具体的内容について明らかにすることは、国の安全を害するおそれ、対外的な関係において我が国が不利を被るおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなどがあることから、お答えを差し控えたい。

情報機能の強化に関しては、複雑多様化する国際情勢に的確に対応するためには、情報収集機能を含め、政府全体の情報機能の強化が不可欠であると認識しており、具体的な強化策については、今後、政府において、様々な観点から検討していくこととしている。

平成十八年十月二日提出
質問 第三一一号

不適当な登記識別情報の発行に関する質問主意書

提出者 馬淵 澄夫

不適当な登記識別情報の発行に関する質問主意書

登記識別情報の一部について、要求される不規則性を十分備えていない不適当な登記識別情報を作成され、通知された。このような事態が生じたことは、権利の安全を脅かし、登記識別情報制度の根幹を揺るがすものであり極めて遺憾である。従って、次の事項について質問する。

一 政府のとした対応

1 不適当な登記識別情報が発行、通知されている状況について具体的にどのような調査を行った結果、本件に関して権利者の権利が侵害されることはないかと判断したのか。

2 プログラムを修正したとしているが、プログラムのミスの中身と修正の具体的な内容。

3 法律の根拠なく、また通達もなく発行済みの不適当な登記識別情報を無効にした上で再発行することは違法行為ではないか。

二 登記識別情報

1 国会での答弁において登記識別情報は十二桁の英数字をランダムに組み合わせたものである旨答弁しているが、六桁には規則性があるとの指摘があるが事実か。

2 登記識別情報の凍結・廃止を含む抜本的な見直しを行うつもりがあるか。

三 登記識別情報制度についての研究会
研究会は公開されているのか。非公開としている場合はその理由。

四 右の点について明らかにした上で、登記識別情報制度に関する内閣の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一六五第三一号
平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員 河野 洋平 殿
衆議院議員馬淵澄夫君提出不適当な登記識別情報の発行に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員馬淵澄夫君提出不適当な登記識別情報の発行に関する質問に対する答弁書

一の1について
登記識別情報については、その内容が第三者に知られた場合には不正な登記の申請に悪用されるおそれがあるので、秘匿性が保持されなければならないものであるところ、今般、一定の条件下、三人以上の共有の登記名義人中に互いに極めて類似した不適当な登記識別情報（以下「本件登記識別情報」という。）が発行された場合があったことが判明した。

適法に登記の申請を行うには、登記識別情報以外にも様々な情報を提供する必要があるため、類似した登記識別情報が発行されたことか

ら直ちに不正な登記が可能となるものではないと考えられる。しかし、今後、不正な登記申請に悪用されるおそれもあると考えられることか

ら、本件登記識別情報に係る登記について登記の申請があった場合には特に慎重な審査を行う体制をとった上で、本件登記識別情報に係る登記名義人に対し連絡をし、速やかに、本件登記識別情報を失効させ、新しい登記識別情報に差し替える等の措置を行ったところである。これにより、これまでに本件登記識別情報が不正な登記申請に悪用されて登記名義人の権利が侵害されたという事例は承知しておらず、また、該当する登記名義人が本件登記識別情報を失効させることを希望しなかった場合を除き、すべての本件登記識別情報は失効しているため、今後、本件登記識別情報の発行に起因して権利者の権利が害されることはないものと考えている。

一の2について

同一の登記事項に登記されている三人以上の登記名義人について登記識別情報を発行した場合に、一定の条件の下で、二人目以降の登記名義人に関する登記識別情報が極めて類似したものになる事例が生じ得ることが見落されていたため、このような場合であっても、類似した登記識別情報が発行されることがないようにプログラムを修正を行った。

一の3について

お尋ねの「再発行」の内容が必ずしも明らかではないが、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二十一条において、登記官は、登記をすることによって登記名義人となる申請人に対し、その登記を完了したときに登記識別情報を通知する旨が規定されているところ、今回の対応は、本件登記識別情報が他の登記識別情報の内容と極めて類似しており安全性の確保に

問題があることから、本件登記識別情報を安全性に問題のない登記識別情報としたものであつて、同条で規定する登記完了の場面と異なる場面で登記識別情報を別途通知するために登記識別情報を作成するものではなく、違法行為には当たらないと考えている。

二の1について

登記識別情報の安全性を確保する観点から、具体的な登記識別情報の発番の仕組みを明らかにすることはできないが、特定の登記名義人についての十二桁の登記識別情報を、他の登記識別情報等から容易に類推できるようなものとはなっていない。

二の2について

登記識別情報については、その廃止等を含め見直しの必要性を指摘する意見が寄せられているところ、現在、法務省において、有識者による登記識別情報制度についての研究会（以下「研究会」という。）を開催するなどしているところであり、その結果をも踏まえた検討を行うこととしている。

三について

研究会では、登記識別情報の発番方法等その作成又は管理に関する事項についても議論が及ぶ可能性があるところ、このような議論の内容を公開することは、現行の不動産登記制度において国民が実際に利用している登記識別情報の安全性を害するおそれがあるため、研究会の議事については非公開としているが、その概要は、法務省ホームページにおいて公開している。

四について

登記識別情報制度については、電子政府を推

進するという政府全体の方針の一環として、平成十六年の不動産登記法の改正において、不動産登記のオンラインによる申請制度を導入したことに伴い、従来の登記済証の制度に代わるものとして導入されたものであり、法務省においては、現段階で直ちに、不動産登記制度固有の本人確認手段として不要であるとして廃止することは考えていないが、二の2について述べたとおり、研究会を開催しているところであり、研究会の結論をも踏まえながら、検討してまいりたいと考えている。

平成十八年十月二日提出
質 問 第三 二 号

村山談話で言及された「あの戦争」の時期に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

村山談話で言及された「あの戦争」の時期に関する質問主意書

一 戦争の定義如何

二 平成七年八月十五日の「戦後五十周年の終戦記念日にあたって」（いわゆる村山談話）において、言及された「先の大戦が終わりを告げてから、五十年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。」との文言における「あの戦争」の開始時期と終結時期について政府の認識を明らかにされたい。

内閣衆質一六五第三二号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出村山談話で言及された「あの戦争」の時期に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出村山談話で言及された「あの戦争」の時期に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「戦争」の定義については、文脈によって異なり得るが、伝統的な国際法上の意味での戦争とは、国家の間で武力を行使し合うという国家の行為をいうと考える。

二について

お尋ねの「あの戦争」の時期をめくり様々な議論があるところ、政府として、具体的に断定することは適当でないと考える。

平成十八年十月二日提出
質 問 第三 三 号

竹島への日本国民の渡航に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

竹島への日本国民の渡航に関する質問主意書

書

一 日本国民の定義如何。

二 竹島は日本領か。

三 日本国民が韓国を経由し、現に有効な日本の旅券を携行して竹島を訪問することは認められ

るか。

四 三に対する回答が「認められない」ということであるならば、その理由を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六五第三三号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島への日本国民の渡航に関する質問に対する答弁書

一について

「日本国民」とは、日本国籍を有する者をいう。

二について

竹島は、我が国の領土である。

三及び四について

政府としては、日本国民が大韓民国の出入国手続に従って、同国が不法占拠を続けている竹島に入域することは好ましくないと考えている。

平成十八年十月二日提出
質 問 第三 四 号

韓国における日本外務省研修生による現地法令違反に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

韓国における日本外務省研修生による現地法令違反に関する質問主意書

一 一九八〇年代半ばに、韓国で研修していた外務省職員が北朝鮮関係文献の所持、配布で韓国当局によって摘発された事例があったか。

二 一の事例について、韓国側から在大韓民国日本国大使館に対して申し入れがなされたか。その内容は公電もしくは事務連絡で外務本省に報告されたか。

三 一で摘発された人物が、その後、韓国に在勤したことがあるか。

四 一で摘発された人物が、その後、外務省北東アジア課長の職に就いたことがあるか。右質問する。

内閣衆質一六五第三四号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国における日本外務省研修生による現地法令違反に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国における日本外務省研修生による現地法令違反に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

外務省として、御指摘の事例は承知していない。

平成十八年十月二日提出
質問 第三五号

北方四島におけるロシア官憲の違法行為に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島におけるロシア官憲の違法行為に関する質問主意書

一 北方四島の領域で発生した犯罪は、日本国の法令に従って処罰されるべきと考えるが、政府の認識如何。

二 二〇〇六年八月十六日未明、北方領土・貝殻島近海でロシア国境警備艇の銃撃により日本漁船の乗組員一名が死亡した事件について、本件を担当した外務省が検察庁に対して殺人罪で告発するのが筋ではないか。

右質問する。

内閣衆質一六五第三五号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるロシア官憲の違法行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるロシア官憲の違法行為に関する質問に対する答弁書

一について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロ

シア連邦が、法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。

二について

御指摘の事件については、関係省庁間で、必要な連絡を緊密にとりつつ、対応している。

平成十八年十月二日提出
質問 第三六号

「三島返還」についてのイズベスチャ紙報道に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

「三島返還」についてのイズベスチャ紙報道に関する質問主意書

一 二〇〇六年九月二十九日付産経新聞は、「日本が三島決着の用意」と題し、

「ロシアの親プーチン政権派有力日刊紙イズベスチャは二十八日、一面トップで安倍晋三首相率いる新しい日本政府が北方領土問題でロシアに対し譲歩し、『三島返還』で決着を図る用意があると大々的に報じた。

『島を分けるときがきたのか?』との見出しを掲げた同紙は、麻生太郎外相が二十七日、北方領土問題について『これ以上、二島か四島かで勝ち負けを議論してもらいがあかない。双方が譲歩しなければ解決されない問題だ』と発言したと紹介し、日本が『センチシヨナルな動きを見せ始めた』としている。(モスクワ 内藤泰朗)

との内容の記事を掲載しているが、外務省は右記事を承知しているか。

二 在ロシア連邦日本国大使館は、一で言及された二〇〇六年九月二十八日付イズベスチャの記事(以下、「イズベスチャ記事」という。)を公電で外務本省に報告しているか。報告しているならば当該公電の到着日、時、分を明らかにされたい。

三 「イズベスチャ記事」の内容を明らかにされたか。

四 「イズベスチャ記事」で報道された内容は日本政府の見解を正しく反映しているか。

五 「イズベスチャ記事」に関して、外務省はイズベスチャ紙に対して何らかの働きかけをしたか。

六 二〇〇六年九月二十七日に麻生太郎外務大臣が行った「二島でも駄目だし四島も受け入れられない」ということなら三島か」というような言い方(同年同月二十八日の坂場三男外務報道官発言)が日露関係にどのような影響を与えたと外務省は分析、評価しているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第三六号

平成十八年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還」についてのイズベスチャ紙報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出「三島返還」につ
いてのイズベスチャ紙報道に関する質問に
対する答弁書

一について

御指摘の報道については、外務省として承知
している。

二について

御指摘の公電は、平成十八年九月二十八日午
後十一時三十六分に外務省において受信した。
三について

お尋ねの記事の主な内容は、次のとおりであ
る。

日本の新政権が係争中の島々を事実上分割す
ることをロシアに提案するという衝撃的なイニ
シアティブを打ち出した。

麻生外務大臣は、「相互の譲歩がなければ、
いずれの側も利益を決して得ることができな
い。決断が外務大臣ではなく首脳によって下さ
れた時にのみ対話は成功を収めることになるだ
ろう。」と述べた。

麻生外務大臣は、「四でも二でもないその間
の何か」という形で問題の解決を模索する提案
を行った。この立場は、九月九日のプーチン大
統領の言葉に対する答えである。プーチン大統
領は、「日本とは、領土的性質を持つものも含
め、我々はすべての係争問題を解決したい。
我々はこれらの問題を凍結することを望んでお
らず、解決したいと心から考えている。ただ
し、ロシアにとっても日本にとっても受入れ可
能な条件の下においてである。」と述べた。

四から六までについて

平成十八年九月二十七日に行われたインタ
ビューにおける麻生太郎外務大臣の発言の趣旨
は、北方領土問題に関する従来の政府の方針等
を踏まえたものであり、右に述べた発言が、御
指摘の「日露関係にどのような影響を与えた」か
については、一概にお答えすることは困難であ
る。麻生太郎外務大臣の発言の趣旨について
は、坂場三男外務報道官が、平成十八年九月二
十八日の記者会見において、御指摘の記事の内
容等も踏まえ、説明した。外務省としては、御
指摘の報道機関に対し特段の働きかけは行つて
いない。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番四号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 一〇円	本号一部 一五円